（幼・小・中・高・特共通）

20年経験者研修実施要項

1　研修の目的

教職経験２０年目の教員等が自己の指導方法や教育実践を振り返り、より一層意欲をもち、学校運営に積極的に参加し、職務に取り組むことができるよう、時代に応じた専門的知識や幅広い教養を身に付けることを目的とする。

2　主　　催　　埼玉県教育委員会

3　実　　施　　埼玉県立総合教育センター

4　対　　象

(1)　公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教員等のうち、教職経験２０年目の者（以下「２０年経験者研修教員」という。）

（注）教職経験年数は、本県又は他の都道府県で国公私立学校（園）の教員として勤務した年数とする。（臨時的任用期間は除く。）

(2)　参加年度を変更できる者

以下の事由で当該年度に参加することが適当でないと所属長が認める場合は、参加年度を前年度に繰り上げ又は次年度以降に繰り延べることができる。

ア　休職又は育児休業等の期間に当たり、参加することができない場合

イ　健康上の理由等によって、参加が困難な場合

ウ　同一校に２０年経験者研修教員が複数おり、同時に参加すると学校運営上適当でない場合

エ　その他

(3)　２０年経験者研修の対象から除外する者

ア　管理職及び管理職候補者名簿に登載された者

イ　県教育委員会又は市町村教育委員会が認める者

(ｱ) 独立行政法人教職員支援機構及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する教職員等研修を修了した者

(ｲ) 「中期研修会」を修了した者

(ｳ)　その他

ウ　長期研修に派遣された者

エ　自立活動担当教員（看護教員）

5　研修の方法・内容等

以下の(1)、(2)のいずれかを選択し、研修を実施する。

(1)　校（園）内研修とし、授業（保育）研究会を行う。

ア　授業（保育）研究会は学校の内外を問わず適任者を指導者とする。

イ　授業（保育）研究会には可能な範囲で校内の他の教員等が参加する。

ウ　養護教諭は授業研究会の実施、又は「健康に関する講義等」を所属校の教職員か児童生徒に対して行う。

エ　栄養教諭等は授業研究会の実施、又は「食育に関する講義等」を所属校の教職員か児童生徒に対して行う。

オ　幼稚園教諭及び保育教諭については、所属園内の人数が少ない場合、２０年経験者研修教員同士での保育研究会などの形式で実施する。

カ　学校運営や専門的知識・教養に関する講義・演習については、受講者本人が受講する。

(2)　県立総合教育センターで実施する専門研修の中で、「埼玉県　校長及び教員としての資質向上に関する指標」の「第４ステージ」に相当する内容を含むもののうち、県立総合教育センターが指定する研修を今年度受講する。

6　校（園）内研修における指導助言者について

(1)　学識経験者及び大学等教育機関の教授等

(2)　県及び市町村教育委員会の職員

(3)　公立学校（園）の校（園）長及び教員等

(4)　研修協力機関職員

(5)　その他

7　研修の報告

(1)　市町村立学校（園）長は、「２０年経験者研修実施報告書」、「学習指導案」、「研究協議録」を所管する市町村教育委員会を経て、１月末日までに県立総合教育センターに提出する。なお、幼保連携型認定こども園長は、市町村主管課・福祉部少子政策課を通じて提出する。

(2)　県立学校長、埼玉大学教育学部附属学校（園）長は、「２０年経験者研修実施報告書」、「学習指導案」、「研究協議録」を、１月末日までに県立総合教育センターに提出する。

8　その他

旅費が発生する場合は、所属校の負担とする。

附則

この実施要項に定める事項は、平成１８年４月１日から施行する。
この実施要項に定める事項は、平成１９年４月１日から施行する。
この実施要項に定める事項は、平成２０年４月１日から施行する。
この実施要項に定める事項は、平成２１年４月１日から施行する。
この実施要項に定める事項は、平成２８年４月１日から施行する。
この実施要項に定める事項は、平成３１年４月１日から施行する。
この実施要項に定める事項は、令和　４年４月１日から施行する。
この実施要項に定める事項は、令和　６年４月１日から施行する。